

平成22年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成22年12月20日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第85号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第86号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第90号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第91号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第92号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第93号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第94号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第95号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第96号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第97号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第98号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第99号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第100号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第22 請願第 2号 TPPの参加に反対する請願書
- 第23 発委第 4号 TPPの参加に反対する意見書
- 第24 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1番 横山 勲 君
- 2番 岩田 恵一 君
- 3番 篠塚 信太郎 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 森田 幸子 君
- 6番 村山 良夫 君
- 7番 山内 武夫 君
- 8番 東 まさ子 君
- 9番 野口 久之 君
- 10番 坂本 美智代 君
- 11番 原田 寿賀美 君
- 12番 松村 篤郎 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 小田 耕治 君
- 15番 山田 均 君
- 16番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 寺尾 豊爾 君

副町長	畠中源一君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
教育長	朝子照夫君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中を定刻にご参集いただき、その後、全員協議会で連絡事項などを通じまして現在に至りました。時間が約13分間おくれましたけれども、これより会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・村山良夫君、7番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん方、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（西山和樹君） 日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(西山和樹君) 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(西山和樹君) 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第6、議案第85号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

て》

○議長（西山和樹君） 日程第6、議案第85号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（西山和樹君） これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） 今回、保育所の設置条例の改正ということで、所在地をかえるということと、名称もかわるということになるんですが、一つお尋ねしておきたいのは、これまでの桧山保育所の扱いですね、どのような取り扱いなり活用方法というのがあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

お答えいたします。

いろいろ、庁内で検討はしているのですが、具体的にはなっておりません。

今後、皆さんに十分ご意見を伺う中で決定していきたいと、このように考えております。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 合併に伴うそういう施設、また、合併前からのそういう施設の、いわゆる活用されないというんですか、そういう施設がたくさんあるんですけれども、いつも、今、町長の答弁があったような答弁で進んだらんですけれども。

具体的にやっぱりもう一步進めて、検討委員会とか活用委員会とかいうのを立ち上げて、本当に具体的に進めていかんと、管理だけはせんなんとか、普通財産にして管理するとかいう形になってしまいますし、実際、せんど時期がたちますと活用もできないということになりかねるので、耐震性とか活用の、いわゆるどれだけ活用できるかという問題もあろうかと思いますが、やはりそういう形できちっと一定のそういう期間を設けて、やっぱり活用、検討していくと。もちろん、いろいろな町民の思いや声もあろうかと思いますが、そういうことも含めて、やはり具体化をしていくということが大事やないかというように思うんですけれども。

ちょっとその点についての考えを伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全く考えてないとか、あるいは要望がないとかいうことではないんですが、そのことを、庁内でとにかくできるだけ早い機会に検討しまして、また、議員の皆さんにお諮りしたいというのが現状でございます。

その他についても要望が出たりして、そのことで進めていこうかなと思ったら、また次の要望が地元から出たりしまして、なかなかまとまっていない事実がある、そのことでは申しわけないなと思っているんですが、慎重でもなければならぬという立場ですので、ご理解いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

議案第85号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第86号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第7、議案第86号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第86号を採決いたします。

議案第86号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第8、議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 今回の下水道料金改定につきましては、合併協議で確認された協定項目である定額制から従量制に料金体系を移行することと、公共料金等審議会答申による改定であります。旧町で異なる料金統一と従量制の料金体系に移行することについては何ら異議のないところでございます。

しかし、示されました改定案の新料金算定の考え方や算定基礎数値の整理など、課題や問題点も多くあり、現行料金の2倍以上の負担を強いられる世帯も多く発生します。

町民の皆様方から多くのご意見やご要望をお聞きする中で、今回の改定をさまざまな角度から検証し、検討を加え意見集約を行い、11月30日に有志議員連名で要望書を提出したところであります。そして、12月9日に要望書の回答をいただいたところであります。その回答につきましてお聞きをいたしたいと思っております。

まず、第1点目では、改正案では、定額制から従量制への料金体系の変更と、料金引き上げが同時に行われ、使用水量が45立方メートル以上の世帯では2倍以上の料金となる。まずは、現行の料金体系を従量制に統一すべきであり、料金の引き上げは新料金完全実施後に検討されたいとの要望をいたしました。その回答につきましては、公共料金等審議会での料金の適正なあり方についての答申に基づき改定を行いました。また、料金統一も、合併後早期の課題であり、同時期に改定することで理解が得やすいと考えます。

こういう回答をいただいたところでございますが、この回答の中で、同時期に改定することで理解が得られやすいとの回答ですが、どのような判断をもって理解が得られやすいと考えられたのか、お聞きをいたします。

次、2点目は、今回の使用料算定基礎は維持管理費であり、改定案のような極端な累進制

を採用する必要はないとの要望に対しまして、公共料金等審議会の答申では、使用料で賄うべき範囲は、人件費を含めた維持管理費とすることが妥当であるとあり、答申どおり試算すると、今回の改正案よりもはるかに高い料金体系となると。また、使用者負担の激変を招かないよう配慮すべきとの答申につけ加えられているとおりに配慮も行いましたが、府内の他市町村と比較しても、決して極端な累進制ではないと考えるというような回答でございましたが、使用者負担の激変を招かないよう配慮すべきとの答申に配慮したとの回答であります。3年間で段階的に引き上げる激変緩和措置はとられておりますが、2倍以上の負担となる大家族世帯の激変緩和を講じるべきであります。

また、府内の他市町村と比較しても、決して極端な累進制でないとの回答であります。他市町村と料金算定根拠が異なるので、比較すること自体が間違っていると考えますが、その見解についてお聞きをいたします。

3点目は、基本料金を、使用水量10立方メートルに設定いたしておりますが、使用水量をゼロ立方メートルとし、基本料金を引き下げられたいと、こういう要望をいたしました。回答は、京都府が水道統計により出している一人当たりの一日使用水量から算出し、基本料金を10立方メートルとしたと。基本料金は、利用者皆さんで下水道を支えていただく基本部分と考えていただき、安定した料金収入の確保にご理解をいただきたいと考えると、こういう回答でございましたが、基本料金を10立方メートルとしたのは、下水道を支えていただく基本部分と考えてとの回答であります。ひとり暮らし世帯で10立方メートル以下の水道使用料の場合、著しい負担増となります。利用者全体で均等に負担すべきであると考えますが、その見解についてお聞きをいたします。

4点目は、満75歳以上のひとり暮らし世帯については、基本使用料から525円を減免するとしていますが、使用料の減免ではなく、高齢者施策として実施されたい。また、減免制度が実施された場合、使用料収入に歳入欠陥が生じることになることから、施策で実施すべきであるとの要望をいたしました。回答につきましては、公共料金等審議会の答申の中で、下水道料金の設定に当たっては、ひとり暮らしの高齢者世帯への影響を十分に考慮することとあり、これに基づき改定案を策定した。また、減免後の額を使用料として調定することから、歳入欠陥にはなりませんと、こういう回答でございましたが、減免後の額を使用料として調定することから、歳入欠陥にはならないとの回答ですが、減免額が料金算定総額に上乘せされていないため、維持管理費の全額を徴収できないことから、歳入欠陥になると考えられますが、ご見解をお聞きいたします。

5点目は、今回の料金改定については町長と語るつどいで説明がされたところであるが、

さらに使用者に周知徹底を図られたい。使用料改定に係る条例改正案を12月定例会に提出をされておりますが、新条例施行は最低6カ月以上の周知期間を設けられたいとの要望をいたしました。町長と語るつどいで一定の説明機会を設けましたが、まだ承知でない方もあると思います。今後、さらに周知徹底に向けて努力をしていきたいと考えます。具体的には広報による料金改定の周知、使用水に関する調査とともに、町長と語るつどいで配布した資料を下水道利用者全員の方に改めて送付しようと考えておりますと、こういう回答であります。改正資料を下水道利用者全員に送付すると回答されておりますが、条例改正前に改正内容を周知徹底し、利用者の要望を聞くべきであると考えますが、その見解をお伺いいたします。

6点目は、維持管理費などの節減対策と、将来の施設整備計画を明らかにされたいという要望でございますが、回答としましては、施設の維持管理費について、保守点検業者と協力し、汚泥処分費等について削減を図ることを検討しています。また、浄化槽の点検費についても、合併時にスケールメリットを生かして10%削減しており、また、人件費についても削減するなど努力をしてきた。5年後の維持管理費のシミュレーションを行い、それに対する使用料金を算定しましたが、はね上がりが大きいため、平成21年度をベースとして、今回、料金設定をいたしました。今後、維持管理費経費について、上昇をできるだけ抑制するよう工夫したいと考えておりますと、こういう回答をいただきましたが、今後、維持管理費について、上昇をできるだけ抑制するよう工夫したいと回答されておりますが、具体的な抑制策等についてお聞きをいたします。

7点目は、使用料の収入未済額が多額になっているが、滞納を解消することなく料金改定を求めることは住民の理解が得られないので、未収金整理計画を策定されたいと、こういう要望に対しまして、回答は、収入未済額については重要な問題と認識しており、決算特別委員会でも指摘を受けたところであります。今後も徴収事務に万全を期したいと考えていると、こういう回答でございますが、収入未済額について、徴収事務に万全を期したいと回答されておりますが、具体的な未収金整理計画についてお聞きをいたします。

8点目は、今回の改定では、山水、谷水、井戸水など、町水道以外の水を使用している世帯については、認定水量により使用料が算定されるが、条例施行後3カ月間で認定水量が正確に把握できるのか疑問であると。把握できなければ負担の公平を欠くことになる。認定水量が完全に把握されるまで、新料金の施行は行うべきではないという要望に対しましての回答は、今回、従量制の採用により、これまでの定額制に比べ、使用者間の不公平は大きく解消されると考えられる。認定水量の制度については、他の市町村以上に配慮しましたが、さ

らに公平性を高めるため、可能な限り、使用者の実態把握に努めますと、こういう回答をいただきました。

認定水量について、他市町村以上に配慮したと回答されてますが、その配慮が負担の公平につながらないのではないかと。また、公平性を高めるため、可能な限り、使用者の実態把握に努めると回答されていますが、短期間での正確な把握は困難であり、新条例実施時期を延長すべきであると考えますが、その見解をお聞きいたします。

9点目は、認定水量に係る使用料については、使用料算定総額に算入されていないため、料金収入総額が維持管理費総額を超えることになるため、使用料の再算定をされたいと、こういう要望をいたしました。回答は、認定水量の実態は、調査により初めて把握できるものから、これによる収入増が幾らになるかは未算定であります。しかしながら、5年後の維持管理費のシミュレーションでは、維持管理費総額を満たす料金収入とはならず、認定水量による収入増となっても、答申であった人件費を含めた維持管理には到底到達しないと考えると、こういうご回答でございました。

そこで、認定水量による収入増となっても、答申であった人件費を含めた維持管理には到底到達しないとの回答であります。町民の皆さんに、町長と語るつどいで説明された、維持管理費は21年度の経費であり、答申の、人件費を含めた維持管理を料金算定基礎とするのであれば、再度、町民、利用者に説明が必要と考えますが、そのご見解をお聞きします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本来、先に答弁すべき事案かもわかりませんが、ちょっと細部にわたっていますので、担当課からまず答弁させまして、後ほど、私の見解を述べたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） おはようございます。

たくさんご質問を受けましたので、漏れ落ちておりましたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず、第1点目でございます。

今回の料金改定が、料金統一と使用料金の値上げが同時に行われておいて、それが同時期であるということはどういう判断か、2段階でということは考えられなかったかというような質問やったと思うんですけども。

まず、同時期の方が理解を得やすいというふうなことを回答させていただきましたのは、やはり連続して下水道料金、公共料金が上がるということの方が、住民の方の気持ち的な負

担が大きいのではないかというふうに考えております。

2点目に、激変緩和措置ということをしているが、3カ年の緩和措置はとっておるものの、どう考えるかというご質問やったと思います。

確かに、定額制と比べていきますと、上がる家庭もあるわけなんですけれども、やはり受益と負担の公平を図るという意味においては、従量制をとった場合、そういった現象が起ってしまうこともあり得るということでありまして、やはりそこで3年間の激変緩和措置をとったということでございます。

それから、3点目は、基本料金を10トンとしている根拠はということでありました。

やはりこれは、何か一つ基礎となる部分を持つということで、京都府の水道統計により出ております一人当たりの一日使用水量を基礎に考えておりまして、この考えは認定水量にも使っておりますので、そういったところの差異が生じないように考えておるところでございます。

それから、減免制度の考え方についてのお話でございました。

高齢者世帯へは別の施策としてするべきではないかというようなお話でございました。

このことにつきましては、やはり上水道の料金につきましても、同じように減免制度を設けておりまして、当時ですけれども、いろいろな減免制度の統一性がないということも指摘があったと私は伺っております。ですから、下水道につきましても上水道と同じにさせていただいたところでございます。

それから、5点目に、広報の関係でございました。

町長と語るつどいでの説明で十分な理解が求められたかということございまして、やはり説明の中では、専門的な言葉もございまして、また、短時間であったので、十分とは言えないかとは思いますが、改定の必要性について、私たちも、一定、一生懸命説明させていただきまして、一定の理解が得られたと考えております。

ただ、やはり参加でない方がいらっしゃいますので、今後、下水道利用者全員の方には資料の配付を考えていたところでございます。

それから、維持管理費などの節減対策ということで、維持管理費についての上昇をできるだけ抑制するよという部分の具体的な策はということでございますが、維持管理費、修繕等が、やはりここ合併以後もどんどん上がっておる状況がございます。ただ、突発的にならないように、やはり施設の点検をしながら計画的に機器の更新等を行うことで、急激な上昇等を抑えられるのではというふうに考えておるところでございます。

それから、7番目に、収入未済額の問題でございまして、回答させていただきましたよう

に重要な問題と認識しております。

具体的に、先日も、町税等の公共料金の徴収委員会を設けて検討したところでございます。年末には徴収に回る事、それから、年始には催告書を送付する、そういったところを計画的に行い、未収金の徴収に全力を挙げていきたいと考えております。

それから、8番目に、認定水量に関する調査のことでございます。

認定水量につきましては、もともとは町水道をお使いでないところなどの算定について、メーターの設置を義務づけなくてもできる方法ということで認定水量を考えておるわけですが、ただ、また、併用されているご家庭も当然ございまして、そういったご家庭も、この認定水量の考え方を導入するという事で、町長と語るつどいで説明をさせていただきましたところでございます。

その併用につきましては、やはり認定水量の半分の数字を足すというのがほとんどの市町村でございまして、3段階の区分を設けて、使用実態に合ったものを考えたということでございます。

それから、最後でございまして、認定水量の部分が使用料算定総額に反映されていないということで、確かに未算定ということをお返事とさせていただきます。

今回の料金の算定につきましては、お返事におりにいきますと、非常に使用料金が上がっていくということがございますので、理事者との協議の中で、何度も協議をする中で、今回の維持管理費、それも、平成21年度の金額をベースにしたということで、やはり本来は、維持管理費というよりも、下水道料金の基準外の、一般会計の繰り入れと、これをやはり減らすということも大きな柱でございまして、そういったところで算定をしていきました。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すみません、何かあったら、私の方から答弁したいと思っておったんですが、担当課長、答弁いたしましたので、ご理解いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） すみません、知らないものでちょっと教えてほしいんですけども。

7番目の、収入未済に関しては万全にされているかというので、今お答えしていただいたんですけども、毎年、収入未済額に関しては、こういう措置をこれまでもとられていたことでしょうか。今回が初めてではないですか。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 今回の措置は、毎年行っております。年末に徴収強化月間という

ことでやっておりますし、また、催告書等の送付もしているところでございます。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） 毎年されていて、このような現状であるということは、もう少しまた検討していただいて、何かの対策を立てるのがいいのではないかと思いますし、万全にされていると言われていても、こうして毎年の施策では、同じような結果が得られるんじゃないかと思えます。

それと、町民さんにもちょっとお聞きしてたんですけれども、8番目の、山水とか谷水の認定水量の実態を把握するには、それは甘いん違うか、公平性には到底大変なん違う、それこそ、今も質問でもありましたように、この3カ月間でそれだけのきちっとした公平性に保たれた認定水量が得られることは、本当に甘い考えやいうことも、随分、町民からお聞きしたんです。

そのことに関してどのようにお考えか。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 3カ月間という本当に短い期間、確かにタイトなスケジュールになるかとは思いますが、やはり執行部としましては、一日も早く統一した料金ということを進めていく必要があると感じておりますので、頑張っていきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 10番、坂本君。

○10番（坂本美智代君） 1点ほどお伺いしたいんですけれども。

基本料金プラス10トン以上になりましたら超過料金というのがあります。これは、確かに、もう水量を使うごとにどんどん増えてくるのが、たくさん使う家庭にとっては物すごく重たいものになると思うんです。

他市町村を見ても、一律なところもあります。100円でずっと、何トン使おうと、そういうところもありますが、この超過料金のそういった考え方と、そして、この処理に係る、1トン使うごとの処理費用というものは、どういった計算をされるのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 超過料金の累進の関係のお尋ねだと思っております。

累進という部分につきましては以前にも回答させていただいたと思うんですが、一般的には、大量排水等の抑制をするためというようなことで、また、さらには、下水道施設への負担が大きいという考え方から、累進している、ほかの市町村は、もうほとんど90%以上になっているかと思えます。

ただ、今回の改定では、超過の部分を上限を設定しまして、61立米以上の超過料金は180円として、それ以上は累進させていないという部分もございまして、他市町村より大量排水者にも配慮をさせていただいているところでございます。

○議長（西山和樹君） 7番、山内君。

○7番（山内武夫君） 担当課長にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども。

今も質問出ておりましたけれども、公共料金等審議会の答申で、使用料で賄う範囲を人件費と維持管理費とすることが妥当やというふうなことで答申もされておるんですけども、この答申に沿って試算をされておるといふふうには考えるんですが、答申どおり試算をすると幾らになるのか、その点をお聞きしますのと、あともう1点、ここの資料で、21年度の特別会計の予算の関係で、使用料で賄える範囲を維持管理費の84%、人件費と維持管理費加えますと73%しか賄えないというようなことで資料をいただいておりますけれども、そうなりますと、不足分は、あとは一般会計から負担ということに、繰り入れということになるんですが、今回の改正で、23年度以降、この負担率がどのようになってくるのか、その点につきましてお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず最初の、今ちょっと資料をめくっておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それから、今後のシミュレーションという形になるかと思っておりますけれども、維持管理費というのがやはり今後上がっていくかと思っております。5年後を見据えておりますが、5年後も、今回の使用料収入では、維持管理費が若干賄えないシミュレーションになっております。約90%しか賄えない状況になるかと思っておりますが、やはりここは、我々執行部も、維持管理費が、このシミュレーションどおりにいかないように努力をしたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

ちょっと最初の質問、資料を確認しまして、再度、後ほど答えさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） 今回、合併協議会の答申の確認事項と公共料金等審議会の答申ということで、いろいろ料金体系を改定されるということになりました。また、そのことによって、維持管理費をその使用料で賄うということによりまして、4,200万円の使用料金の増が見込まれている料金改定ということでもあります。

私たちとしては、住民の暮らしをどうしていくかというのを、町としてとってもらわなければならないという立場でありますので、できるだけ負担が小さい、暮らしに大きな影響

を与えないようにという立場をとってほしいというのが基本であります。いろいろと財政問題もあると思っておりますので、少し聞かせてほしいと思うんです。

今回は、維持管理費を使用料で見るということでありますが、地域によりまして、いろいろと自治体によって地理的な問題とかいろいろあって、それぞれ維持管理費についても違ってくると思うんですが、一つ、国というのは、大体、使用料単価でありますとか、1トン当たりの処理費用であるとか使用料単価、こういうのはどのぐらいの目安として示しているのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、維持管理費にしましても、地方債の元利償還におきましても、公費というか、それぞれ地方交付税で見ているという、そういう分があります。事業をするのにも、お聞きしたところ、補助金が50%はあるし、借りた地方債についても、返還するときには7割の交付税算定がされるというようなことも聞いたところであります。

したがいまして、維持管理費を使用料で見ていくというそういうことであっても、交付税が入っているということでもありますので、すべて住民負担に置きかえるということにもならないと思うんです。

ですから、交付税算入をどのぐらい見ているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、企業債の状況につきまして、元金あるいは利息の返済をしていくわけですが、過去5年間、18年以降、これまでの推移、そして、これから先5年間の推移というのはどのようになるのか、また、元金と利息のピークはどうなるのか、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、下水の1トン当たりの処理費用でございます。

先日も、若干計算をいたしますと、本町は212円というふうな形になりまして、また、一定、国が示す処理費用というのがありますけれども、ちょっと今は資料を持ち合わせておりません。

ただ、国が示す処理費用以上にやはりかかっているところというのは、国にも注目されるという部分がありまして、やはり高い処理費用になっているという団体になっております。

それから、地方交付税のお話でございますが、一定、地方交付税につきましては、10万人都市でしたら、一定の同じ規模の団体として考えられるところから算出されるものでございます。あくまでも、下水道で言う繰り出し基準というルールの部分とは若干異なるところでございます。

地方交付税は地域によって、地方税の収入額に差があることから、地方間の財政力の不均

衡を調整するという目的で、その算定基準も個々にあるものではございませんので、一概に交付税措置があるからということではなしに、下水道事業としての繰り入れのルールがあるということでございます。

それから、元利・利息の今後の推移ということでございますが、ピークは平成20年に迎えて、約7億円償還いたしました。合併後ですと、18年に5億4,000万円、19年に6億8,000万円、今申し上げておるのは元利合わせた償還金です。それから、20年に7億円、平成21年に6億6,000万円、22年には5億8,000万円になります。今後、やはりピークは20年ですので、減りますが、23年に5億7,900万円、それから、24年に5億7,300万円、25年に5億5,000万円、26年に5億3,000万円、27年に5億2,000万円と、極端には下がっていかない推移を見込んでおります。

ただし、今後借りていく地方債については、未算入の額でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） 処理費用は212円ということで、高い団体に入っているということでもあります。

今回、今の料金で212円ということでもありますので、さらに改定がされて、4,200万円の使用料増のもとに計算すると、さらに高くなるということになると思います。

それで維持管理費を見ていくとすると、今後も維持管理費も上がっていくということでもありますので、自動的にだんだんだんだん上がっていくというシステムになるとすると、これは大きな問題もありますし、限度もあるということになると思っておりますが、先走った話でありますけれども、その点については今後どのように考えておられるのか。

あるいはまた、少しいろいろと調べてみますと、国の方では、20トン当たりを大体3,000円という計算で見て、これが基本的なそういうことで示されているということがあったんですが、本町のこの使用料に置きかえましたら、もう既に10トンで3,000円近くになっているということで、これは、大方3割ほど10トン以下の方が占めていると思っておりますが、本当にこういうことからしても、基本水量が大変高いということになると思っておりますが、その点については、国の基準と比べてどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたい、このように思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 今、東議員ご指摘のお話につきましては、当然、我々も存じ上げておりまして、20トンというのを一定の市町村間で比べるベースとなっておりますのでご

ざいます。

ただ、本町につきましては、やはり施設数も多ございまして、維持管理費に多額の費用が必要であるというのもご理解いただけるところかと思えます。

今後ですけれども、やはり維持管理費が上がったので、はい、すぐに下水道料金を上げるというふうな、そういう単純なことにはならないかと思えますので、その点は、執行部としましては、やはりそういったところは、常に目を光らせていかなければならないところでありまして、企業会計の運営という部分において重要な役目を担うわけですが、公共料金ということで、一足飛びにいかないようなことも一方では考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） 交付税につきましては、いろいろと税金の収入が減ったり、増えたりという関係もあるということでありましたけれども、下水道、水道などもそうですけれども、大体、財政需要額ということで、いろいろ算定基礎というかそういうものがありますので、税金の増減によっていうことはありますけれども、もとの財政需要額というのに算定されているということでもありますので、やはり公費が入ってくる部分が、きちりその維持管理費とかいろいろなものに入れていただくという、そういう繰り入れ、一般的に一くくりにするのではなくて、公費の分がどれだけ入るかというのも大きく左右するのではないかと考えております。

また、本町の地理的な状況ですね、もうほんとに過疎の地域であって、広い面積の中に私たちが住まわっているということで、処理単価が大変高くなるということについては、国の方もそういうふうな公費を入れていくというふうな、そういう部分も見ているのではないかと考えておりますので、今回の改定というのは、もひとつ、私たち自身も検討というか、わかり切っていない部分もあるので、大変、そういう点では住民の皆さんへ責任を持ってないという、そういうことに思っております。

町長にお聞きするんですが、こうした過疎地域において、その負担が大変高くなる、それを維持管理費ということで、一くくりにして使用料で見えていくということについては、やはり今の数字から見ても無理があるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全般、お答えしていきたいと思うんですが。

まず、町民の生活を守るという視点はしっかり堅持しているつもりであります。

東議員が今求められましたことについては、設備面、私らで言いますイニシャルコストというものについては、生活基盤を、公共基盤整備とありますが、生活の基盤を整備してきたわけで、このことについては、るる担当課がお答えしてますとおり、交付税措置が多くあって、全般の町民の皆さんの生活を守るべく公共基盤整備をしてきた。その一つが今回問題になってます下水道事業ということになります。

しかしながら、それらを使って生活していく上での維持管理については、料金で賄えというのが合併協議会の答申、考え方でもあるし、公共料金等審議会の答申の理念だというふうにはまず理解しております。

その中で、合併協議会、全体協議会などで、人件費が今回の改定で賄えないという説明をさせてもらったら、それで料金改定は、ここ数年、5年とか10年、10年までは、想定、お互いにしてなかったんですが、5年ぐらいですぐ改定せんなんの違うかというご意見も賜りました。

そうしたことで、今回の料金改定が、人件費は含まないけれども、維持管理費部分だけはしっかり料金としてご負担いただくというご提案をまずさせていただいているところでございます。

あるいは累進についてのお考えがいろいろ示されております。大家族が2倍ぐらいになるという話も賜っているところですが、ちょっと5年ぐらいの単位で物を考えてもらったら、すぐご理解いただけると思うんですが、従量制もそういう考え方だったと思います。

私の家族は、今、7人家族ですが、もう5年もすると、多分、3人、最低2人は家を出ていくことになります。そうしますと料金が下がる。また、仮に、隣に家があったとして、今、2人、息子さん1人いらっしゃって3人だとします。結婚する、4人になります。孫ができると5人になります。

そういうふうにして、お互いに、5年、10年単位で定額制でもよいとか、あるいはその時々、家族が増えたときは負担をするという考え方での従量制であるし、あるいはちょっとした累進制であるというふうに私は考えております。また、10トンを基本料金としている考え方につきましても、広く浅くと、あるいは下水道事業会計を安定させるという意味において、どうしても必要だなという考え方からご提案をさせていただいてまいりました。

その他、説明責任、あるいは点検費が今後上がるんやないかとかいうご懸念も承っておりますが、これらについても、これから十分対処していくという物の考え方をしております。

未済額についても、担当課は、今までからやっていますという答弁になりましたが、これを

機に、一層、私としては未済が増えることのないように、減っていくようにというような考え方でおります。

あるいは認定制についても、これもほかと比べる必要ないというご指摘をいただいたこともあるんですが、ほかの市町よりも万全を期しているつもりでおりますし、このことを議決いただいた起点として、この認定水量についても万全を期していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 先ほどの山内議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成21年度の施設管理費が2億5,400万円、人件費が3,600万円となっておりまして、合わせますと2億9,000万円になるわけでございまして、これを最初は賄うべしという形で一定の料金設定をしましたところ、まず、基本となる部分が3,000円以上必要になってくるというところです。

このパターンで一つシミュレーションしておりましたのが、基本料金3,000円で、超過料金が160円から220円までの範囲で推移していく案を一つ一たんつくりました。これでいっておりますと、20立米お使用であった場合に、4,830円という金額に試算の結果なりました。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 町長にちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですが。

一つは、維持管理費をいわゆる使用料で見るという考え方が基本になつてくるんですが、将来の問題も含めてですけれども、これ、要は担う部分、人口が減るとか、世帯が減れば、維持管理費も若干は減るだろうけれども、そう施設が小さくなるわけないので、負担というのは当然増えてくるという想定できるんですが、そこに固持をすると、もちろん、いろいろな答申やとか合併協という話がありますけれども、負担できる金額は、先ほど、20トン3,000円というものも出されてましたけれども、例えば、その上に立ってどうかというように考えていかんと、これどんどんどんどん、そういう将来見込みを見れば、維持費が増える、負担は増えるということに単純に考えたらなるんですけれども、その辺の考え方は、もう一度改めて伺っておきたいというのが1点です。

もう1点は、先ほども、今出ておりましたけれども、これ、水道の関係で示されたのを見ますと、10トンまでが28.6%を占めるんです。3割近い人たちが、10トンまでの世

帯ということになるんですけれども、今回、4, 200万円増えるんだという説明や資料もいただいとるんですが、10トンまでの方は、これまでの料金から言うと減るわけなので、実際、減る分を、ようけ使う人たちが負担をするということになるので、差し引きすると、4, 200万円ということではなしに、5, 000万円を超えるぐらいの負担がかぶさってくるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうなのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、普及率の問題なんですけれども、これ、旧町からずっと取り組んできた事業で、例えば、平成24年に100%やとか、そういう目標を持ってこれやってきた経過があるんですが、実際、京丹波の場合は、いろいろな事業ですね、特定環境やとか、農業集落排水やとか、合併槽やとかいうのを組み入れて、それも、住民が希望するというよりも、町が、このエリアはこの事業ということを決めて、これやってきた経過があるんですが、そういう中で、非常に料金見直しをどの時点でするかというのも、本来考えるべき問題やったんですね。100%いかんでも、全体が8割いったと、9割いった時点で料金のそういう統一するという、そういうような考え方というのは、全く今回のそういう改定案を考える中でなかったのかどうかという点、お尋ねしておきたいと思います。

それから、認定水量の関係なんですけれども、いろいろ出ておりますように、一つは、これ、これまで説明されてますように、申告制だということなんですけれども、もちろん、それが当然かと思えますけれども、そのためには、町民が今回のいわゆる改定案について十分理解をして、そして、うちはこれだけ使ってますよというように申告してもらわんと、それこそ、黙っとったら得やということになったら不具合が起こるわけなので、その辺のことが、やっぱり信頼関係という問題が非常に大事やと。

そういう点では、一定の時間をとってしっかり説明して、理解を得て進めていくということが私は非常に大事だということに思うんですが、特に、町長もこれまでから信頼関係という問題は大事にされておりますし、そういうことを言われてきた経過もあるので、その辺の考え方ですね、今、条例ができれば3カ月で、ほんまにそういう理解を得て、協力していただくということに自信があるのか。やっぱり一定期間、いろいろな説明をして、協力をしてやという中で、認定水量をきちっと申告してもらおうということが私は当然だと思うんですけれども、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 下水道料金の維持管理費を賄う物の考え方ですが、先ほども言葉選んでちょっと言うたんですけれども、公共基盤整備というより、とにかく、下水というものは、

もう生活基盤整備というふうにはっきり自分では認識しております。

これなくして新しい町民を迎えるとかいうことはあり得ませんので、やっぱり文化的などかいう以上に、非常に大事な生活基盤整備だというまず認識しております。

そのことで、多分、さきの歴代の町長がこのことを実施してこられたというふうに理解した上で申しますと、何回も申しますが、設備については、交付税措置を含む、町民全体でそれなりに負担していくわけですが、維持管理費については、やっぱり今生きている、使っている者が負担すべきだという考え方でご提案をしております。

10トンの考え方についても、やっぱり28%とか申してますが、多分、3分の1ぐらいの方がこのことに該当する可能性があるわけですけれども、維持管理費をしっかりと賄う意味で、このこと、10トンの考え方が非常に大事だということを理解してほしいと思います。

いわゆる経営の安定、運営の安定という視点でございます。ゼロから出発しますと、運営費、維持管理費が非常に不安定になるということでもあります。

普及率の考え方でございますが、そのことによって、どういう表現しとるんかな、特環、農集、それぞれの簡易型の浄化槽など、非常に離れているところについては設置してもらっているわけですが、それを寄附受けて、町で管理していくという考え方です。

もちろん、見直すときも出てこようかと思うんですが、現状、各地区、あるいは、いわゆる役場がこうしたらよいのやないかというご提案ぐらいはしたと思うんですが、押しつけたという考え方ではおりません。見直しすべき時期が来たら、それは見直してもらったらいんじゃないかというふうに考えております。

認定水量のことですけれども、あくまでやっぱりご指摘いただいたとおり、まず申告をいただくということに尽きます。その中で、まず、短時間でこのことをきちっと解決しようと思ったら、こういう表現はよくないかもわからんけれども、申告内容が誤ってはるん違うんじゃないかという考え方でお問い合わせをすることから始まるんじゃないかと。もう妥当性があれば後回しにして、これでよかったですかという、お互いが確認する。こういう関係が信頼関係を一層深めるんじゃないかと。

うそついとんじゃないかという考え方ではまずいと思います。間違うてはんねやないかぐらの関係は非常に大事なのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 14番、小田君。

○14番（小田耕治君） いろいろと意見が出ているわけですけれども、まず、担当課の方に伺いたいんですけれども。

提案されている下水道料金の改定につきましては、料金の統一と、それから料金値上げ、これを二本の柱というふうに、ずっと、僕ら、意見交換する間で聞かせてもらったとったんですけれども、この二本柱を同時にクリアしていくという内容になってます。説明では、積んだり崩したりしながら、何度も検討を繰り返してきてでき上がった料金表であるとの説明も受けておるわけでございます。

そこで、そのプロセスと料金表の内容について、担当課長にお尋ねしたいと思います。

まず、1点目には、みんなで同じ料金を負担する定額制の料金体系を従量制に変更するということは、ここ水平のものを斜めにするんですから、当然、料金が安くなる人もあれば高くなる人も発生して、大変なこれ料金体系の変更だというふうに思います。その上に、先ほど来から出てますように、料金の値上げ分を乗せていくということで、これももうほんまに難しかったんじゃないかなというふうに想定します。

この考え方の一般的な考え方としては、まず、現行の料金を統一するにはどうしたらいいのかということ普通は考えるんじゃないかなというふうに思うんです、難しいことです。その上に立って、値上げ分をどう負担していくかという考え方をしていくのが普通のやり方ではないかなというふうに思うんですけれども、今までの説明では、統一だけのシミュレーションはしていないというふうな説明を聞いてます。

これは、あくまでも二本柱を重要視したというような説明を聞いてるわけですが、今回提案されている料金表以外に、候補となるような料金表があったと思うんですが、どのようなパターンの検討をされたのかということと、また、比較となった料金表はどんなものがあったのか、この点を、まず1点目に伺いたいと思います。

それから、2点目には、料金収入の分布ですね、これがどのように変わったのか、全体では18%から20%ぐらいの料金値上げになってるんですけれども、現行料金と比較して、料金収入の分布がどのように変化したのか、また、個々の家庭の負担がどのように変化したのか、この点を伺いたいと思います。

具体的に言いますと、例えば、10立米単位で、10立米までの料金はどういう変化をしたのか、11立米から20立米まではどういう変化をしたのか、あるいは21立米から31立米、50立米ぐらいまで結構ですので、年間の料金収入、あるいは改定後の料金収入がどう変化したか、また、その差額がどうなったのか、10立米一つの固まりとしてした場合、各家庭の負担がどう変化していったのか、この数字をお教えいただきたいと思います。

それから、3点目は、この基本水量との関係なんですけれども、今回の料金改定案が提出されるまでにいろいろ意見交換もしてきたわけですが、その仮定で、例えば、調定額を基本

としたシミュレーションや、基本水量をゼロ立米とした場合、あるいは5立米とした場合、また、それぞれについて、従量部分である立米単価を変えた場合どうなるのかと、そういうシミュレーションがされたと思うんですけれども、原案を修正するに値するようなシミュレーションはなかったのかどうか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ご質問には、主にはいろいろなパターンの、今までの料金改定に当たってのシミュレーションをどんなふうにしてきたんやということをお尋ねやと思います。

なかなかちょっと言葉では説明が難しいのですけれども、山内議員にも先ほど回答いたしましたように、やはり最初は、維持管理費プラス人件費で、一定どういうふうな形になるか。当然、10立米、20立米、30立米、それぞれの立米でどれぐらい上がっていくのかというあたりをチェックしました。

ただ、2番目の質問の中で、どれぐらいの層で上がっていくかという部分については、やはりもともとが定額制でございますので、ちょっとそういった比較は難しいかと思えます。

それで、いろいろなパターンを本当に考えてきて、基本料金が上がったようなパターンもありますが、理事者との協議の中で、やはり一定、極端に上がらないために、やはり維持管理費をベースにするというふうに途中で方針変更したようなところでございます。

たくさんパターンについては、ちょっと一つ一つ、この場ではなかなか申し上げられませんが、また、一緒に見ていただくということはできるかと思えます。ただ、もう少しちょっとお時間をいただきますと、今回の新料金の改定に当たりましては、あらゆる角度から検討・検証をしてみました。

一つ目には、基本料金の決定に当たって重視した点は、まず、減免後の額が現行の和知地区のひとり暮らし世帯でいただいております料金、2,490円と同程度の料金が最小料金となるように配慮をしたところでございます。

それから、二つ目には、例えば、30立米以下の件数が78%を占めます。この部分で、先ほど、町長も申しましたように、やはり広く、浅く使用料をいただき、支えていただくことで安定収入を図る方針としたところでございます。ただし、近隣の市町と大きく乖離しないように配慮もいたしたところでございます。

三つ目には、30立米から50立米について、これも他市町と乖離しないように配慮して、南丹市よりは少し高いですけれども、三和、大江、京北などよりは低く抑えられるように超過料金を設定したところでございます。

四つ目に、50立米以上につきましては、超過料金を極端に上げずに、近隣市町より低く

設定しております。しかしながら、定額制と比べますと、ずっとではないと思いますが、月によって倍になる大家族もあるわけですが、人が多い分、受益があるということで、やはりここは公平の原理が働くところでございます。しかしながら、一人当たりの使用料金として割り戻していただきますと、大家族の方が安くなっているというのも一つ事実であるかと思えます。

その他、考慮した点として、定額制からの使用料金のね上がりは、受益と負担の公平性から言えば生じるものでございますが、やはり大き過ぎるといっても気になるところでありまして、61立米からは累進せずに、配慮をしたところでございます。

さらには、これも町長と語るつどいの中で説明をさせていただきましたが、大量排出者の中には、春先だけ使用水量が上がっておられる方なども確認しております。恐らく、ハウスでの育苗等にお使いであるという実態も把握する中で、子メーターを設置していただきましたら、上水道の使用水量から差し引くこともできるように考えたところでございます。

さらには、井戸水と町水道を併用してお使いの家庭は、他市町村では、井戸水等にメーターがない場合、常に認定水量の半分を足すということもされておりますが、本町では、もう少し使用実態に応じて3段階の区分を設けたところでございます。

以上、本当に総合的に検証をした中での改正案としているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 14番、小田君。

○14番（小田耕治君） 今、基本料金の関係で、最終的に減免した場合、和知の料金と、2,490円ですか、この部分も一つの検討項目になっているというふうに答弁いただいたわけですが、これ、10立米を一応基本水量としておるわけですが、基本料金そのものというのは、やはり基本的にはゼロ立米を基準にして基本料金というのを決めていくのが普通違うかなというふうに私は思うんです。

例えば、この維持管理費が、調定額でも維持管理費でもいいんですけども、その一定の金額があって、今回は維持管理費で固定的な部分が非常に多い費用になるわけですが、この分をどう分担するかというときに考えた場合に、まず、どういう比率で分担していくかということを考えるんじゃないかなというふうに思うんです。原則的には、固定部分は基本料金に入れる。それから、流動部分、水量が増えれば増えるほど、増えていく部分については従量部分で賄うとか、そういう方法も一つの考え方にあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これ全く基本料金のもとの2,800円というのが、いわゆる料金収入とか、それから、近隣市町村とか、そういうところを気にした料金体系になってまして、基

本的な考え方が非常に見えにくい形になつとるんです。

私たちが何十通りもシミュレーションをしてみたんですけれども、その考え方を一定固定すると非常にやりやすいといいますか、これからの料金の値上げにしても、値下げにしてもわかりやすいといいますか、町民に説明しやすいこれルールがあるんじゃないかなというふうに思います。

例えば、基本料金部分を調定額の、維持管理費としましょうか、維持管理費の2分の1で、残りを従量部分で賄うというような料金算定をして、仮に、これを5立米のところを基本水量としてシミュレーションしますと、先ほど言っていたこの2,490円、これよりも少し安くなるんですけれども、基本料金が5立米で2,450円という一定の金額が出てくるわけなんです。維持管理費でいくと2,600円という金額が出てきます。立米単価が大体どれぐらいになるのかなということで計算しますと、同じように、その維持管理費の2分の1を総配水量で割りますと、これが100円ぐらいの単価になるというようなことで、これを基準に、例えば、ゼロ立米に5立米を基本水量とするなら、立米単価を掛けて、足して、それを基本料金にするとか、そういう一定決められたルールがあったら、次、料金値上げが必要なときに、例えば、2,000万円を上げるなら、その2,000万円の2分の1を基本料で賄い、2分の1の分を従量分で賄うとか、そういう一定の説明しやすいルールができるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうことはやっておられないというようなことでございますので、この点について、これ以上話をしても先へいかないというふうに思いますので、町長に伺っておきたいというふうに思うんですけれども、これ、町民の皆さんにすると、一体、料金ってどないして決まるんやろなということがわかりにくいといいますか、知りたいところではないかなと。ほんとにわかりにくい部分だというふうに思っております。

いわゆる、町長には施政方針という思いがありますし、担当課にも、またその思いがあります。それぞれ思いがある中で、改定の中に織り込まれていくというふうに思うんですけれども、今回の場合、例えば、庁舎の中であるグループを組んで料金を検討されたのか、あるいは担当課と町長、理事者との間でやりとりをする段階で決められたのか、その辺のところを伺いたいというふうに思います。

それから、今まで議論進めてきて、今回提案されている内容は、町長と語るつどいで説明された内容が何の修正もなく提案されているわけですけれども、全く修正の余地がないというふうに考えておられるのか、この点も伺っておきたいというふうに思います。

私も、下水道会計の厳しさは十分わかっているわけですけれども、これからこのまちに住

み続けられるというんですか、住んでいくためには、4月からはケーブルテレビの2,000円が各家庭には上乘せされてきますし、それから、今検討されている下水道料金、さらには水道料金、それから、電気、ガス、さまざまな必要経費が重なってくるわけですが、この生活に必要な費用というのは、これはもう全体的な財政運営の中で、やはりもう一度再検討していく必要の時期が来ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 答弁までに暫時休憩をいたします。

休憩は10時55分までといたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺尾町長の答弁を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 幾らか質問いただいておりますが、全般的な考え方をまずお答えしたいと思うんですけれども。

役場の中での検討会については、担当の係の者、担当の課長、それに参事含めまして我々理事者、何度も協議しました。これは、まず暮らしを守るということでは、この下水道料金、まず、会計が安定的に維持できるということを基本に検討しました。

そのことによって、余りよそのことを参考にする必要もないんじゃないかというふうなお話もいただいておりますが、やっぱり一番10立米が基本料金にするのに多くの自治体が採用しているということを参考にした事実はございます。あるいは維持管理がこの料金改定で当分維持できるんだろうなというお話もいただきました。そのことも非常に参考にしました。あるいは多く使いはる人から多くもらったらよいかどうかというようなお話もこの間ありました。そのことについても、ある程度、そのような考え方で取り組みましたけれども、やっぱり多く使われる方も町民になってほしいという思いで、抑制的にご提案をしてみました。

その他いろいろ、9月の、まず議員さんの全体協議会でそこそこのご提案をして今日に至っておりますので、ご理解をいただけたらうれしく思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 1番、横山君。

○1番（横山 勲君） これらの提案されてます下水道の部分について、所轄をいたしますのは産業建設常任委員会でございます、その常任委員会でも、いろいろ私の思いや、あるい

はまた、内容について申し上げてまいりましたので、一部重複することがあるかと思いますが、1点だけ町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、今もご答弁がありましたように、将来にわたり、下水道事業の安定した運営のための料金改正について、あるいはまた、従量制によります料金決定、旧町間の料金統一等々について何ら異議を唱えるものでもございませんし、むしろ賛同をし、改正をすることについては、基本的には賛同するものでございますが、その中で、1点だけお尋ねを申し上げたいというふうに思います。答申との関係もたびたび述べられておるわけですが、答申で言うております高齢者世帯などへの影響を十分考慮することという答申がされておりますが、その高齢者世帯などへの影響というのは、これは議事録を確認いただいても結構やというふうに思うわけですが、審議の中では、生活弱者を含めた表現であったというふうに認識をしておるところでございます。ですが、今回は75歳以上のひとり暮らしの町民税非課税世帯に限定をされておまして、答申の精神に必ずしも一致しないものがあります。当然のことながら、子育て家庭だとか、老人の扶養世帯だとか、あるいは三世帯などの世帯については、使用料が増えてくるのが当然でございますし、この世帯に多額の負担を求められる料金改定となっております。

このことが、町長がいつでもおっしゃっております優しさとぬくもりのあるまちづくり、果たしてこうした町長の思いと一致をするのか、非常にそこに大きな私は疑問を感じておるところでございますが、これもことしの冒頭の一般質問でもお尋ねしましたように、まさに今、23年度予算の編成に向けて、いろいろ御努力いただいている最中と思うわけですが、その施策の中で、あるいはまた23年度事業の中で、町長さんの思いでありますその思いを予算に反映いただくべく、いわゆる子育て支援だとか、今申し上げています老人扶養世帯だとか三世帯とか、そうした世代、あるいは生活弱者に対する対策が、対応が考えられておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしていきたいと思っております。

まず、下水道料金にかかわって公共料金等審議会での答申の高齢者世帯などというふうになっているようです。必ずしも、そのことに対応できていないという答弁をした覚えがあるわけですが、何せ上水がまず10トン、本来ですとこれが下水に流れるという考え方で、同じ考え方でまず基本料金を設定しました。その際、1年前ぐらいになるんかわかからんですが、とにかく、高齢者等世帯への減免措置ということでは、75歳以上のお一人の方へ減免措置が上水の場合、設定されております。そのことで、下水道になって急にいろんな減免措置を

持ち込むということが非常に困難だというお答えをしたんですが、今、それで町民目線とか町民に優しい施策を掲げている寺尾町政が、ほかのことではどういうふうな施策を考えているんだというお尋ねをいただいたんだと思うんですが、子育て支援、実際、ゼロ歳からの保育についても検討してくれという話をいたしております。あるいは、4月1日から町営バスの土曜日運行を実施させてもらいました。子育て支援、あるいはゼロ歳保育はまだこれからですが、ことしの4月1日から学童保育について年齢を拡充しました。そのことで、お母さんが幾らかでも働けるようになって、町の活力ということに結びついていると思います。

また、土曜日運行も大変喜んでもらっているところですが、それに加えてオンデマンドバスを想定してますが、交通懇話会を立ち上げて、できるだけ町民の足のさらなる確保にこれから取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、いろんな高齢者への施策があるんですが、その介護に至るまでの予防をうんとこの町で充実させていきたいということで、担当課長に命じているところであります。介護予防を充実させていきたいと、そんな思いであります。

また、自主防災組織の育成に補助金を、4月1日から育成補助をしていきたいというふうに考えております。あるいは、高齢者が主になると思うんですが、あるいは子育て支援中の町民の皆さんの木造住宅の改修補助制度も創設したいとそのようなことを考えて、町民目線とか町民の生活を守るという施策を実施したり、これから実施していくということで、御理解をいただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 1番、横山君。

○1番（横山 勲君） たびたび上水の改正にかかわります状況が報告されるわけですが、上水の改正をされましたときの内容は、私は私の理解としては、当時3町間でばらばらであったわけですが、いわゆる瑞穂と丹波が一つ、それから和知が一つという体系であったものを、和知の料金を丹波・瑞穂に合わす、このことが始められて、それが今回の上水の改正であったというふうに思います。その中で、3町統一料金にして、その後でさらにまた経過の中で、将来にわたり体系のあり方については、検討してくると、こういうことであるというふうに認識をいたしておりますので、必ずしも今回、上水の考え方が下水にそのまま持ってこられるということについては、考え方の整理としていかなものかなど、こういう思いをいたしますこととあわせて、今も施策のことをいろいろお尋ねをいたしましたので、町長からも御答弁をいただいたわけでございますが、いずれにしても、丹波の場合で見ますと、45立米以上お使いの方、45立米でちょうど現行料金の倍になるわけですね。いわゆるたくさん使っていただく方への、いわゆる一つの配慮として61立米以上は累進制を一緒にした、

180にした。ですが、この61立米以上というのは、本当の限定された本当に子育ての最中の方やとか、三世代の方々というのは、そのまさに倍になります45立米前後の方が非常に多いわけなんです。ここに私は視点を当てていただきたいなど、こういう思いで申し上げておるわけですが、再度、そのことについてお尋ねいたしますのと、そういうことの中で、最高限度額といいますか、こうした額を制定をいただくようなお考えがないのか、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かにおっしゃっているとおり45立米ぐらいで現行より約倍になることは事実でございます。これは、もう従量制の一つの宿命というか、受益と負担の観点から認めていかざるを得ない料金体制だと思います。何度も私も申しますが、その家庭がずっとそういう家族構成でおれるかどうかというところは、非常に不透明だと、そういうふうには考えられないと。私の家族を例にとって申しましたとおり、いつかまた3人家族ぐらいになる、今、7人家族が4人か3人家族になるということが、間もなく想定できるということで、何とか御理解いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 1番、横山君。

○1番（横山 勲君） 一つ一つ、私は言うつもりはありませんが、確かに町長さんのおっしゃるように、答弁の中で、町長さんの御家庭を例にして挙げられましたが、私はそのこともそのとおりでというように思いますが、そうでなしに、町の施策として、やっぱり将来3世代のお宅を増やす、家庭でお年寄りを扶養する、そんないつも町長がおっしゃる、これが温かみのある私はまちづくりであり、家庭づくりだと思います。今の現状はそういう方向になると思いますが、ぜひ施策として、今申し上げていますように、3世代がたくさん、たくさんできますようなまちづくり、このことが極めて重要だというように思いますので、現在は、そういう方向ではあるかというふうに思いますが、町長の家庭ではそうかと思いますが、そういう認識でぜひ調整をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、御質問という形の御提案をいただいたとおりの施策を実施していきたいという思いであります。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 私は先ほどお尋ねしたので、ちょっと答弁がなかったのですが、あわせてお尋ねしておきたいのですが、以前いただきました使用料金の試算の結果一覧表で、担当課長に聞くんですが、平成21年度の使用料収入と比較した増減額というので、4,200

万円余り増えるんだという資料をいただいているんですが、先ほどもお尋ねしたように、今回提案されておる料金表でいきますと、10トンが基本料金ということになると、これまでも減の方が当然あるわけですね。全体の10トンまでの割合が28%余り占めておることからすると、結局、その10トンまでの方のマイナス部分をいわゆる料金を負担する部分が当然あるわけなんですね。だから、そういう計算をすれば、実際負担する部分というのは、4,200万円以上、もっと増えるんじゃないかと。例えば、減る分が、そこへ上乘せされておるわけですので、それは合わせるとどれぐらいの金額になるのかと、一定5,000万円余りになるのやないかという方もあるんですが、担当課としては、その金額はどういうように見ておられるのかというのが1点と。

それから、今回、この値上げに当然なるわけなんですけども、先ほど小田議員からも16%、17%という話があったんですが、担当課としては、今回のこの改定案というのは、平均何%の値上げというように見ておられるのか、お尋ねしておきたいというように思います。

それから収納の状況で、決算の資料なんかにも、事業報告書で20年、21年報告を出してもろうとんですが、例えば、21年度の公共下水だけ見れば、1,300万円余りあるし、全体ですれば2,700万円、現年度と合わせればあるんですが、実際に前年度と比較しても、未収というのは増えていっているんですが、担当課としては、未収金の実態ですね、払える力がありながら払うてへんのが、中にはあるかもしれんけども、全体としては、やっぱりどういう状況の中で、こんだけの未収が増えてきとんのだと。もちろん、貯金引き落としで1円足らなくても落ちないと、次の月に行くということになりますと、また負担増えるわけで、そういう形での未収もあるかもしれませんが、その点について、どういうぐあいに実態を見ておられるのかという点、伺っておきたいと思います。

それから、町長に再度お尋ねしておきたいんですが、今回、改定案の中で、審議会なんかの答申を前面に出されているんですけども、審議会の答申の中でも、地方財政法で、下水道事業は特別会計を設け、その経費は経費に伴う収入でもって充てる独立採算制が原則というのを、ずっと表に出ているのですが、片や地方公営企業法の第3条では、経営の基本原則としては、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉増進するように運営しなければならんということになっておるんですね。この部分で言うたら、一般財源からも入れながら、負担を福祉のために使うと、増進のためだということだと思うんですが、先ほど来出ておりましたように、平均20トンだと、この基準と考えれば、町長は負担を求める金額ですね、先ほど3,000円という話も出ていましたけれども、幾らぐらい

がお願いできる、お願いしたい金額というように考えておられるのか、伺っておきたい。

それから、もう一点は、事業報告で、特定環境の事業、京丹波の場合は、四つの地区で取り組んできたわけなんですけども、その中身を見ますと、いわゆる加入した方が、使用件数、使用されている割合というのは78%なんです。しかし、その施設を計画をした戸数からいうと、71.17%しか使用してへんという数字が、この報告からすると数字が出るんですけども、事業ごとに見ますと、地域ごとに見ますと、中には、いわゆる計画戸数と実際使うとの割合は6割という地域もあるんですね。だから、やっぱりそういうところが、本来戸数がないということなのか、あっても、加入してもろうてへんというのがあるんかもしれませんけども、やはり、計画とそんだけ過大投資をしたものなのか、当時の計画はそれでよかったのかわかりませんが、やはり、この辺も、本当に維持管理費を使用者が持つという考え方、ほんなどうなんやと、計画はどうやったんやということも問われるので、その辺も、もう一度再検討して、やっぱり本来の維持管理をどういうように考えるかというのも、当然出てくると思うのです、その辺の2点、町長にお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 加入率等についてのお尋ねもあつたんですが、これは、また担当課から答弁さすとして、地方財政法と公営企業の会計のこと、お話いただきました。福祉的視点も、私は今回の料金改定について十分勘案して提案しているつもりで、まずあります。

維持管理費についての考え方も、人件費を含む維持管理費にしますと、非常に近隣市町に比べましても高くなると。よその近隣市町も人件費が入っているかどうかともわかりませんが、とにかく、やっぱり近隣市町を参考にせざるを得ないのが基礎自治体の立場ですので、そのことで、人件費をまず省いて維持管理費だけでも受益者負担という考え方で、今回提案してまいりました。

福祉的視点という点では、何回もこれも申しますが、改定で余りにも複雑にすることは、かえって町民の皆さんの迷惑になるんやないかという考え方で、別メニューでこういう一般的にいう生活弱者の施策をこれから提案していきたいという考えで今回の下水道料金を提案しているということでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 3点質問を受けたと思っております。

一つ目に平成21年度の使用料から4,200万円増えるということで、その金額は、プラス減額する家庭と含めたらどれぐらいなのかという具体的な数字ということでございます。

たけれども、あくまでも今回の改定に当たりましては、やはり我々がこれだけは安定した収入としていただかんなんという点と、それを従量制に配分したときにどうなるか、またどんなところに影響が出て、どういうふうに考慮したらいいか、そういったところを一生懸命考えたところでございまして、そしたら増えるところが何ぼやという数字は持ち合わせておりません。ただ、パーセンテージをおっしゃいましたんですが、今回の改定で19.6%が増というふうな試算をしております。

それから、未収金の実態ということで、中には引き落としにならなくて、残っているという方もありますし、また、長きにわたって払っていただいている月もあるんだけれども、その御理解を得られていないというような方もありまして、やはり、そこは根気強く徴収できるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 6番、村山君。

○6番（村山良夫君） 何度か出てたんで、私が聞き漏らしてたんかもわかりませんが、お聞きをしたいんですけども、今回、従量制にされる根本というのは、上水の使用量に従うと、こういうことをございますが、一人当たりの水道の使用量、量は統計的にある程度高い数字というのですか、が、算出されているんだと思うんですけども、それが、大体どれぐらいの数字になるかということ一つ。

それから、もう一つは、先ほど町長さんの答弁の中にも山水等の認定水量の正確度のことでお尋ねすると、間違ってますかというようにお尋ねすることなんですが、多分、これはあくまでも自主申告であって、法的に、例えば強行に調査をするとかいうようなことは不可能だと思いますので、本当に正確な平等な数値が確保できるというようにお考えなのかどうか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確保すべきだし、確保できるというふうに、まず考えております。

それと基本料金を10立米に置いていることは、何度も申しますが、水道事業の経営の安定、あるいは運営の安定の視点で、このように設定したところでございます。もちろん、京都府内あるいは全国の自治体が10立米を基本に置いているということも参考にした事実がございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 6番、村山君。

○6番（村山良夫君） 私、今お聞きしているのは、そういうことじゃなしに、例えば、浄化

槽をつくるとか、水資源を確保するために、町民が何人になって、一人当たりどれぐらいの水を使うから、これぐらいの規模の設備が必要だという算出基本になる一人当たりの水量と
いうのがあるのかないのか、それがかなり精度なものかどうか、そのことをお聞きしたいの
と、先ほど申し上げました調査の限度ですね、自治体としてできる限度は、多分、例えば、
家の中まで踏み込んで、配管がどないなっているかというのは、到底調査がでできる問題じ
ゃないと思うんですよ。だから、今も滞納のところでは話がありましたように、長期にわたっ
て理解をしていただけない方がある部分が、滞納していると、こういうぐあいに課長話され
ていました。ということは、理解をできないような人が、協力的に、見てくださいますよとい
うようなことは絶対に言わないと思いますからね。そうすると、本当に公平な数値ができるか
どうかというのが、非常に疑問に思うし、ちょっとその辺の考え方については、見直される
必要があるんじゃないかなというように思って申し上げただけです。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 認定数量については、こういう方法がベストだということで、まず提
案しているということでございます。

その他、設備が合っているのかどうかというお尋ねでありますので、担当課から答弁させ
ます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 村山議員の御質問で、一人当たりの水道使用水量の話でございま
すが、今回はといいますか、京丹波町の実態にというふうな御意見もありましたが、やはり
これも町長と語るつどいで御説明させていただいておりますように、京都府が水道統計によ
り出してあります一人当たり一日使用水量が336リットルとなっております。336リ
ットルに30日分で10.08という数字が出てきまして、その10トンの基本料金といた
しておるところでございます。

あわせて、認定水量の調査の話でございます。強硬な調査ということは、いかななものか
というお話でございますが、やはり、ここは町長も申しましたように、御理解をいただくよ
うな言葉で回らせていただきまして、町水道の取水栓をとめると、やはり、それ以外の水が
ありますと、宅内でわかることになりまして、またそういったあたりをやはり優しくまた調
査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 12番、松村君。

○12番（松村篤郎君） 基本的なことをちょっとお尋ねしたいんです。町長に。

9月から町民との語るつどいの中で一定の説明をされてきました。そしてまた、議員にも

いろいろと説明の機会も持っていただきましたし、議員の中では、きょうもいろいろ疑問点等についての質問がされております。これだけ多くの疑問点を多くの議員が持たれておりますし、まして町民につきましては、説明を聞いておられない方等からの疑問もたくさんあると伺っております。町長は、この条例が通るのならば、また説明に伺うというようなことも発言されておりますが、来年4月1日から、この条例が施行されるまでにそういった地域の要望があれば、説明に回っていただけるのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 武士に二言はございません。

○議長（西山和樹君） 12番、松村君。

○12番（松村篤郎君） 確かにお聞きしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） さっき町長にお尋ねしたのを担当課からということやったんで、ちょっと答弁を求めたいんですが、事業報告で報告されておる公共下水のいわゆる施設の利用率の状況なんですけども、加入件数なり計画戸数なり使用件数なり、いずれも出していただいているんですが、中には計画戸数に対して、実際使用しているのは60.4%という地域もありますし、特定環境の場合は、全体で見ますと71.1%という数字なんです。これだけ、当初計画より稼働してへんというか、動いてへんという部分なのか、利用できてへんという部分なのか、やはり、その辺ももちろんいろんな事業で推進をしてもらっていると思いますが、やはりどういうことで、もともと計画の戸数といいますか、多かったのか、当然将来を予測してそういうふうにされておったのかわかりませんが、実態から言うと、非常に施設の稼働率が悪いということになると思うのですけども、やはりその辺のことについて、やっばし上げていくといいますか、実際無理なのか、もうこれが現実なのかどうかというのも明らかにして、やっばりすべきじゃないかと。

当然、加入するせんは、個人のもちろん自由でありますけども、以前も出ておりましたように、転入された方がなかなかそういう施設加入だとか、浄化槽をせえへんとかいうことがありましたけども、実際、これまで住んでいる方は、そういう形で加入分担金を払ってきたという経過もあるんですけれども、やっばり町全体を見た場合、その辺もどのように推進し、取り組んでいくかということも、先ほど町長も将来も含めてやけども、転入していただく方が、そういう環境を整えるといいますか、基礎的なことだという答弁もあったんですけれども、そういう視点から言うと、どうなのかという点もあるので、ちょっと改めて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 先ほど答弁漏れしておりまして、大変失礼いたしました。

加入件数並びに使用件数ということで、使用件数につきましては、やはり当初からも年数も増えてきてまして、やはりもうお住まいでない家庭とかそういったところも増えているというのも実態の一つであります。やはり担当課としまして、いつも議員さんから御指摘いただいていますたくさんの方で下水道料金をもって下水道事業の会計を運営していく施策も必要やというふうに指摘を、また御指導を賜っているわけでございます。今後とも使用件数が増えるように努力してまいりたいと考えております。

一定、集合処理につきましては、事業がほぼ完了しておりまして、今後、特に浄化槽の関係でなかなか普及率が伸びていないという状況がございます。そのあたりは市町村が主体となって事業をします市町村設置整備事業などを広報等でしっかりとお知らせして、普及促進に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 7番、山内君。

○7番（山内武夫君） ただいま議題となっております議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ただいま山内武夫君から議案第87号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議が出されました。

この動議は、他に1人以上の賛成者がおりますので、成立いたしました。

産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第87号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに、賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

したがって、この動議は可決されました。

議案第87号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

《日程第 9、議案第 88 号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第 9、議案第 88 号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

8 番、東君。

○8 番（東まさ子君） この条例に載っております旧丹波町の使用料金表であります、ここに一般家庭と一般家庭以外の汚水ということで、ずっと公的施設なんかの使用料金が定まっておるんですが、先ほどの 87 号もそうですが、こうした施設の使用料が、今回の改定によってどういうふうに変化というか、使用料金に影響しているか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 旧丹波地域の料金を見ていただくと理解しております。喫茶店及び食堂とか、そういった大量の水をお使いになるところは、3 倍なりの金額設定をされておるところでございまして、今回につきましては、やはり、これも水道の使用水量ということになりますので、その水量が多いところは、当然今の金額よりも高くなりますでしょうし、少なければ少ないと。あくまでも負担と受益を公平な形になるかと考えております。

○議長（西山和樹君） 8 番、東君。

○8 番（東まさ子君） 幼稚園でありますとか、公的施設も健管センターでありますとかありましたし、87 号も小学校とかあるんですが、実際にこの改定によって、こうした使用料が減るのか増えるのか、そのことをお聞きしているんであります、そういう試算というのはしておられないのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 個々にここは高くなるんでどうかなというふうな形でのものを今お示しさせていただくことはできませんが、現行の料金と変わらないところもあるかと認識しておるところでございまして。ただ、やはり、人がたくさん集まる施設で水の使用がたくさんあれば、やはりそれはその分、料金をいただくということになるかと思っております。

○議長（西山和樹君） 8 番、山内君。

○8 番（山内武夫君） ただいま議題となっております議案第 88 号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委

員会に付託し、閉会中の継続調査とすることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ただいま山内武夫君から議案第88号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は、他に1人以上の賛成者がいますので、成立いたしました。

産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第88号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに、賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

したがって、この動議は可決されました。

議案第88号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

《日程第10、議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第10、議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番(山田 均君) 担当課長に1点お尋ねしときたいと思うんですけども、今回、改定の中で、いわゆる維持管理費を使用料で見るという基本に立っておるわけですけども、合併浄化槽の場合は、個人が管理する分と町が管理する分とあるわけですけども、この間、報告されておる合併浄化槽の清掃委託、保守点検委託というのを見ますと、年々増額になっておるわけでございますけども、特にほかの、例えば、環境保全公共下水とか農業集落排水のそういう維持管理費と比べますと、相当な金額の差があると。例えば、21年度決算で特定環境の公共下水のこの加入者で割りますと、大体4万2,842円という単価が出るんです。

合併浄化槽を町の施設で見ますと、8万5,081円というのが、いわゆる合併浄化槽の場合は、倍近い維持費がかかっておるといふ数字が出るんですけども、普及率も63.2%という数字の中で推進を先ほど来するといふ話もありましたけども、こういうことを見ますと、現在、こういった維持管理費の業務委託といふのは、主に衛生管理組合に委託をするといふのが中心になっておるんですけども、一部事務組合ですので、南丹市と京丹波で構成をしているという部分もあるんですけども、実際、こういうものを入札にかければ、もっともっと単価といふのは、安くなっていくんじゃないかと。

先日もラジオで言うとりましたけども、いわゆるマンションなんかの維持費、マンション管理組合がやっておったと。それを入札にするといふふうにしたら、半額以下になったといふそういうことも言われておりましたけども、こういう維持管理をいわゆる加入者に負担をしていただくという立場に立てば、維持管理費をどういふぐあいに今後減らしていくわけですかといふことになるんですけども、これはどういふふうに、今後考えておられるのか伺っておきたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 委託費につきましては、やはりずっと伸びておりますのは、やはり町への寄附等を受けるごとに、やはりそれは上がっていくといふのが、当然でもありますし、データとしましては、そういう結果になっておるかと思ひます。

それから、現在、維持管理につきましては、衛生管理組合のほうに委託をしておるわけですけども、これまでも浄化槽を町管理で一括で保守点検とか、そういったものを、今まで戸別で、それぞれ契約等結んでおられた部分を、やはり町が一括ということになりますので、そういった経費やなんかも、やはり安くしていただきたいといふような部分もあって、衛生管理組合とは協議も進めてきておまして、10%ほどは削減になっているということも実態としてあります。今後も、そういったスケールメリットが生かされた形が何か取れないのかということも研究していきたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいんですが、衛生管理組合の町長は責任者でもあるわけなんですが、片方の運営と、そして京丹波町の責任者という両面があるんですが、実際、ほかの公共下水の維持管理費を見ると、単価としては倍ついておるんですけども、8万5,081円というのが、21年度決算のこの委託業務の金額を848基という町が管理しているやつで割りますと、そういう数字が出るんですけども、例えば、これ民間等含めて競争入札をして、その金額で例えば衛管に管理をしていただくといふのか、衛管が示す金額と入札

した金額の差額を町が持ち出して、それを維持管理費としてやっぱり持つという、それは一部事務組合というそういう仕組みの中で、そういう方もあろうかと思うんですが、そういう形も本来これほどいろんな経費の問題で考えれば必要に迫られてくるのではないかと。ましては船井衛生管理組合は実際作業はまた委託しているわけですね、民間の業者に。直接、町が民間業者と契約したら、その間の分は当然経営価格的に見ても、少なくなるというのは当たり前なんでしょうけれども、きょう言うてあしたという問題ではありませんけれども、これほど維持管理費を利用者に持ってもらおうということを前面に出せば、そんなら維持管理費の問題はどうするのやと迫られてくると思うんですが、この点について、ちょっと町長の考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すぐというわけにはいきませんが、維持管理費引き下げのためにも、入札をして、その後、一部事務組合であります衛生管理組合にこれでできんかというような話をするのは、非常によいことだというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 8番、山内君。

○8番（山内武夫君） ただいま議題となっております議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ただいま山内武夫君から議案第89号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議が出されました。

この動議は、他に1名以上の賛成者がいますので、成立いたしました。

産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第89号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに、賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

したがって、この動議は可決されました。

議案第89号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいまより暫時休憩を行いまして、再開は午後1時15分からといたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時15分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

《日程第11、議案第90号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第11、議案第90号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、坂本君。

○10番（坂本美智代君） 19ページの衛生費の中の予防費なんですけれども、先の常任委員会の中でもちょっと説明がありました、この子宮頸ガンワクチン等の三つのワクチンの国の補助が公費全額ということを出しておりましたのが、何か9割というようなことを言われておりました。そのことによって、自己負担は全く生じないということになるのかどうか、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

それと、32ページの教育費の中の学校給食費で委託料が給食関連業務委託料30万円とあがっておりますが、どういったことの委託料でどこに委託されるのか、その2点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今お尋ねのことをちょっと担当課から答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 子宮頸ガン等のワクチンに関しまして、国のほうの方針といたしまして、基準額に対しまして9割の公費助成があるということが明らかになってまいりました。それも12月9日に京都府が都道府県の担当者会議に行かれまして、そこで初めて京都府としても事情をつかまれたということで、翌13日の日に、我々市町村の担当者会議の中で、一定報告があったところがございます。今、現時点におきましては、14日の日に京都府の幹部の方が国にその9割の残りの1割の部分について要望として上げていただいておりますし、それを受けまして、国のほうからこれは厚生労働大臣、厚生労働省の政務官の

通知ということで、先週末に届いておるんですけども、予算の範囲内で何とかそういった部分、1割の部分に関しましては、何とかする方向で検討したいというようなことも受けております。現時点におきましてというか、市町村といたしましては、京都府も全額助成と、公費負担なしということで、予算化をされておりますので、今、町といたしましては、自己負担に関しましては、現時点では考えておらないというところでございます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） ただいまの32ページの給食関係の委託料の関係でございますけれども、これは、今現在お世話になっております給食の配送とか回収業務ですね、それから調理、こういったもののお世話になっている方が、どうしても都合がつかないときに、補助員としてシルバー人材センターでお世話になっております。そういった関係の委託業務料でございます。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） 23ページの土木費の800万円ということで、これは説明にもありましたように、国の経済危機対応地域活性化予備費を財源にということでありました。常任委員会でもいろいろと説明もあったわけでありましたが、この国の地域活性化予備費というのは、常任委員会では、きめ細かな交付金が1億5,300万円、光を注ぐ交付金が2,792万8,000円、交付税の増額が9,496万円ということで、合計で2億7,600万円であるというふうにお聞きしたわけでありましたが、ここに入っている800万円というのは、この部分の一部を財源とされているのか、ちょっとそこら辺の細かいことですが、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、東議員の御質問は、まだそういう国の12月補正の分かと思っております。今回補正をお願いしておりますのは、8月に基本方針が示されまして、国の経済危機対応地域活性化予備費を充てる事業ということで、防災対策なりを念頭に事業のほうを補正するという通達が8月に出まして、それを受けての予備費の事業ということになりまして、その後、もう一つ、今、2億数千万円の事業ということでございましたけど、それについては、まだ箇所等も決定しておりません。

以上です。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） そしたら、8月現在の地域活性化予備費というのは、本町へは財源的には何ぼ予定がされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 予算書にお願いしておりますとおり、1,600万円の事業費に対して国庫補助率が2分の1ということで、800万円の国費の充当ということで、2カ所の事業のほうを計画いたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 2番、岩田君。

○2番（岩田恵一君） 消防費の関連で少しお伺いしたいのですが、先日2日ほど前ですけど、私地元の区長会の事務局をしております、地元の消防団の分団長さんからお電話いただきまして、御承知いただいたと思うんですけど、消火栓ボックス内の器具関係ですね、立ち上がり管とか、ホースの金具部分、何か高価な取引をされているようで、質美地域、府道の沿線、すべてがなくなっちゃったというふうなことをされまして、大変驚いておったところでございます。これが水呑また三ノ宮地域への件もあるというようなこともあるというのも少し聞いております、以前、そういうようなことも、ちらっと私も聞いてはおったんですけど、まさか身近に起こるとは予想もしておりませんので、大変こうした事件があるということについては、大変遺憾に思っているわけですが、当然、非常時には、これらの備品を使いましての初期消火というのは大変重要になってこようかというように思いますし、早急に補充いたしますか、する必要があらうかというように思いますけども、今の町の補助要綱を見ますと、2分の1は地元負担ということになっておりまして、これらをすべて区のほうで負担をいたしますと、莫大な費用もかかるというようなこともありまして、また、今回は、一定の窃盗いたしますか、そういう事件等で警察等も入られて、今捜索段階だというように思うんですけども、今回の事件は特有というふうなことでの扱いと、それから早期の補充をぜひ、町のほうでお願いできへんかなという思いでおりますので、その点について、今の段階で当局のほうでお考えになっていることがあればお聞かせいただけたらというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細については、ちょっと担当課から答弁させますが、私も報告を受けて驚いているところで、できるだけ議員の皆さんに詳しく説明をさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 今も町長からございましたとおり、びっくりしているような状況でございます。南丹市のほうでもかなりの件数やられたというふうなことでもございまして、

本町におきましては、現在29カ所被害に遭っておるといふような状況でございます。したがって、今、御指摘いただいておりますようなことで、補充は当然必要かと思っておりますわけですが、補助要綱で2分の1の補助ということにさせていただいております。補助要綱ということでございますので、基本的には地元の所有管理ということになるわけでございます。こうした場合、すべて町のほうで補助ができればいいわけでありましてけれども、これにつきましては、ほかへの影響ということもございまして、ただいま町長が申しましたとおり、ちょっと検討させていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいんですが、私、委員会でもお尋ねした経過はあるんですが、22ページの報償費の関係なんですけれども、今回、有害駆除の報償金等で530万の追加がされておるんですけれども、これまでシカが900頭なり、シシが600頭、サルが15頭というようなことで、今回それにあわせて追加がされたというように説明も聞いておるんですが、府下のいろんな市町村なんかでこういう獣害に対する報償金なんかを調べてみますと、例えばイノシシでも、親に払う金額といわゆる子供のウリボウなんかには払う金額に差をつけて払うところやとか、もちろん料金において、シカなんかやったら払うというようなこともやっておるほかあるんですが、具体的に京丹波の場合には、これまで親であれ、子供であれ、同じ金額を払っておるといふふうに思うんですが、やはり実態にあわせたそういう見直しもしながら、本当に駆除が進むような、効果があるような取り組みが大事かと思うんですけれども、そういうような見直しといいますか、考え方というのがあるのかないのか、当然そういうように考えるべきだと思うんですけれども、その点1点、伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。委員会でもお尋ねがございました。そのときも、現状をまず基本的には維持するということですが、今後のことについては、調査、研究させてもらって、より効果の上がる制度にしたいと、このように考えております。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 効果があるということですので、先進事例といいますか、よく調査をして、一番、京丹波としても効果があるような内容を再検討すべきだと思いますので、本当にお金だけ使うと、お金を使って効果があるというようにするのが本来の公金を使う目的ですので、そういうように期日を決めてですね、いつまでもということではなしにやるべき

であるという点を強く申し上げておきたいというように思います。

もう1点、お尋ねしておきたいのは、25ページの防災費、今も盗難の話が出ておりましたけれども、非常にもってのほかのことで、そういう面では注意を呼びかけていくということも必要なんで、既にやっておられるかと思えますけども、きちっと盗難防止を、かぎをかけるというわけにいきませんので非常に難しい面もありますけども、必要やという点も申し上げておきたいと思うんです。

私、この修繕料の89万3,000円、防災無線の修繕と聞いたんですけど、具体的にはどういう防災無線、消防団が持っている防災無線ということなのか、例えば和知地域にあります防災無線の修繕ということなのか。聞きますと、消防団が持っている防災無線もまだ一本化になってへんと、それぞれ旧町から引き継いでおるということも聞くんですけども、やはりその辺の災害時における統一を図っていくためにも、至急にそういうような体制といいますか、備品でございますので、整備をする必要もあると思うんですけども、その点をあわせてお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 修繕料でございますが、これは和知の防災無線ということでございまして、和知支所に置いております卓上台といいますか、そのシステムの修繕でございます。

あと、消防団の防災無線でございますけれども、御指摘のとおり統一化が図られておりません。非常に老朽化しておる部分もございます。現在、消防署のほうでもデジタル化というふうなことも進めておりますので、その辺もにらみ合わせながら整備も図っていく必要があるのかなというふうに思っております。しばらくは、その推移を見させていただいて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

盗難の件につきましては、消防団さんを通じまして、各分団、支団、点検に回っていただいております。現状把握をさせていただいたところ、現在29カ所の被害に遭っておるということでございます。あと、警察署のほうとも協議をしておりまして、今、警察のほうで広報等に向けた検討をいただいております。今後、町のケーブルテレビ等を通じまして呼びかけていくのか、その辺はちょっとまだ協議中でございますが、今はそういった状況でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田均君） もちろん消防団が直接管理もしていただいておりますか、負担の

問題ね、先ほど区が2分の1ということで、区長さんにもきちっと徹底をして、なかなか監視というわけにいきませんけれども、その点、今、消防団は説明があったんですけど、区の関係についてはどのような、ちょっとこういう事態が起こっておるんで、注意を呼びかけていくと、お互いに監視もせんとあかんと思うんで、その点がどうかという点をあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） もちろん区の所有物と、基本的にはそういうことでございますので、今申し上げましたように、警察等とも協力しながら広報なり啓発を図っていきたく思っております。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第90号を採決いたします。

議案第90号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第91号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第12、議案第91号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 1点、担当課にお尋ねしておきますが、保険事業の7ページにあります人間ドックの助成金の追加の分なんですけど、年間予定といいますか、予算をされておったと思うんですけども、今回187万円の追加というふうに聞いたんですけど、特別、当初の

見込みより増えたというのは何か啓蒙したとか、何か特別なことがあったのか、受けていただくという事はいいことなんで、それはそれで大事やと思うんですけども、ちょっと見込みの違いの要因というのはどこにあったのか伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 当初予算におきましては、大体21年度の実績見込額を前提に人間ドックの助成金を予算化させていただいたところでございますが、やはり18年度以降、年々増加の傾向にございまして、また今年度も21年度よりも多くなっているという状況でございます。

冬場におきまして、特別減るという傾向もございませんので、今年度の実績から年間利用者数を推計させていただいて、補正をお願いいたしております。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第91号を採決いたします。

議案第91号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第92号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第13、議案第92号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第92号を採決します。

議案第92号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第93号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第14、議案第93号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第93号を採決します。

議案第93号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第94号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長（西山和樹君） 続きまして、日程第15、議案第94号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） 今回、サービスの給付が増加したということで、基金繰り入れをして財源をつくっているわけであります。提案説明のときに、平成22年度末の基金が3,446万円になるということでありました。平成23年度は、その全額を給付費に投入するということでありました。第4期の介護保険の計画ということで、3年間の事業計画ですが、これは、そうすれば計画どおりのサービスが、予定したとおりいったということになるのかどうか。

そしてまた、来年24年度はまた新たに新しく計画もつくるということになりまして、介護保険制度が始まって10年ということで国のほうもいろいろと考えているということでありまして、町のいろいろ待機者がたくさんいるとか、いろんな問題もありますが、そういう年に向けていろいろ実態調査を今回、行なうとしておられるのかどうか、含めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） まず、1点目、第4期の介護保険事業計画が計画どおりいっておるかということでありましてけれども、まだ3年間のうちの1年半ということですので、計画どおりということで、今現在では申すことはできませんけれども、大体見込みどおりではないかなというふうに考えております。

それから、第5期の事業計画に向けまして、平成23年度につきましては、アンケート調査等を実施させていただきたいと、サービスの意向調査も含めましてアンケート調査を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 私も担当課長にお尋ねしておきます。保険給付費5ページの任意事業として、食の自立支援事業補助金というのがありますが、31万2,000円。この事業所費は具体的にどのような食の自立支援という中身かお尋ねしておきたいと思っております。実施事業所とあわせて。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 食の自立支援事業補助金に関しましては、配食サービスの部

分でございます。具体的に申しますと、丹波高原荘さんに委託をしております。この31万2,000円につきましては、配食にかかります車のリース料に係る補助金ということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） それから、先ほど聞き忘れたんですが、4ページの2,972万7,000円、居宅介護サービスが増えているんでありますが、これ、それぞれどういうサービスが増えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 居宅介護サービスの関係の部分のうち、通所系のサービスが増えております。先ほど申しました計画値から申しますと、382件で計画見込みを立てておりましたところ、本年度の実績月の平均のベースでいいますと、422件ということで、月に40件の増ということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第94号を採決します。

議案第94号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第95号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 続きまして、日程第16、議案第95号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 担当課にお尋ねしたいと思います。歳出の6ページですが、委託料の中に施設維持の管理委託料と水質検査委託料があわせて900万円の減額になっておりまして、入札により減になったという説明を聞いたと思うんですが、これまではどうであったのかということと、入札ということは何社でどういう形で入札をしたということなのか、その結果どこに落札したのかということをあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、水道施設管理委託料でございます。600万円の減額とさせていただきますとおるところですけれども、ただいまその何社応札があったかという資料を、申しわけございません、持ち合わせておりませんが、現在はアイテック株式会社さんに委託しております。

同じく水質検査委託料については、日本メンテナンスさんが受注していただいております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 今、それぞれ入札の結果の業者は聞かせていただいたんですが、一定専門業者ということになりますので、どういう業者いわゆる京都府下に営業支店のある業者というのをしたのか、もちろん広く大阪圏も含めて指名したということなのか、大体何社ぐらいでこれしたのか、細くなかっても大体のことは担当課ですんで、何社で入札したぐらいのことはわかると思うので、指名競争入札なのか、あわせてもうちょっと具体的に伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、水道施設管理委託料ですけれども、21社を指名いたしまして、うち10社が辞退されました。残る11社で開札したという経過がございます。水質検査委託料については、申しわけございません、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第95号を採決します。

議案第95号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のと

おり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第96号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 日程第17、議案第96号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

13番、北尾君。

○13番(北尾潤君) 平成22年度下水道事業特別会計補正予算について、賛成の立場から討論いたします。

下水道事業については、水質環境保全や文化的で快適な生活空間を営む上で、過疎、高齢化の進む市町村にとっても、重要かつ緊急的な施策であります。全町普及を掲げて、それぞれのメニューに応じた事業を展開される中、概ね町内に普及促進が図られてまいりました。

一方では、最も早く事業に着手した丹波地区の施設も、その能力や規模に限界がきているのも事実であり、今後、安定した下水道事業の経営には、財政的にも、一般会計に全面的に頼ることなく、独立採算を柱とした経営努力を行なっていく必要があるものと考えます。

そうした中、今般、補正予算に関連した下水道料金改定の条例も提案されており、基本的には定額制から従量制への移行も、受益と負担の原則から公平性も担保されるものと確信しております。このことが、住民各位の理解と協力をいただく中で、早期に改定されることを強く望むものでありますし、そうした関連の予算も計上されており、一定評価するものであります。

今後、十分な議論と調査、研究がなされて、早期成立を目指した取り組みが積極的に展開されることを要望し、本下水道事業会計補正予算(第2号)に賛成し、討論といたします。

○議長(西山和樹君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論を終結します。

これより、議案第96号を採決します。

議案第96号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第97号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 続いて、日程第18、議案第97号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

4番、梅原君。

○4番(梅原好範君) 4番、直近に発足が予定されています交通懇話会について、質問いたします。

10月に会議の予定でありましたが、構成員の選出が難航しておきている、このたびようやくその座長が決定したので、1月をめどに会議するとの答弁が、町長さん、また担当課長から先日ございましたけれども、特定された座長の方ありきで進められているのか、その考え方をお聞きします。

○議長(西山和樹君) 寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 座長ありきというようなちょっと発言をしたかと思うんですが、そうじゃなく専門家がようやく決まったというような意味のことなんで、まず、その点を御理解いただきたいと思います。

残余は、担当課から答弁させます。

○議長(西山和樹君) 中尾企画政策課長。

○企画政策課長(中尾達也君) ただいまの町長の答弁にもありましたように、学識経験者として調整をさせていただいております方がございまして、その方ですけれども、まだ最終的にオーケーをいただけていない状況にございまして、一般質問の折にも申し上げましたように、開催に至っていないというような状況でございます。できるだけ早くに学識経験者の方もお

願いをしまして、早期のうちに懇話会のほうを開催したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 私、歳出の4ページの町営バスの時刻編成委託料についてお尋ねしておきたいと思うんですけども、業者に委託をするというように聞いたんですが、瑞穂小学校の統合ということもありますので、通学バスのダイヤの改正ということも当然必要に迫られておるんですけども、考え方として、当面そういう形でやるということですけども、何と言いましても、バスを利用される方が利用しやすい時間帯も含めてですけども、そういうことは非常にバスのこういう時刻編成の場合は大事かと思うんですけども、これ、もうこういう形で4月からダイヤ改正をいたしますと、一定それで走るということに当然なると思うんですけども、懇話会も開催予定されておまして、当然その中でこのバスの時刻の問題とか便の問題というのも議論されるというように受けとめておるんですけども、そことの関係ですね。とりあえず、当面はこういう形でやろうということなのか、また懇話会は懇話会で別なのか、考え方はどういうように整理をされておるのか、お訪ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの御質問でございますけれども、提案説明のときにも申し上げましたように、まずは来年4月からの小学校の統合の関係もございまして、それらに対応した細かなダイヤの改正が必要となったということから、専門的な立場と言いますか、いろんな運行実績とかを持っておられます業者等をお願いをするというところで、より充実したといえますか、そういった細かなスケジュール、ダイヤを改定したいという思いで予算要求をさせていただいております。

なお、懇話会との関係でございますけれども、当然、4月からのダイヤ改正に十分対応できるものではないというふうに考えておりますので、懇話会は懇話会でいろいろとお出しいただいた意見をまた整理しまして、改めて必要が講じました際には、改正等の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） それは基本的なスタンスだと思うんですけども、バスの場合に、スクールバスとしての側面と一般乗客、汽車を受けての時刻と、これ二つの側面を持つておると思うんですけども、どこにウエートを置くかによって相当変わってくると思うんですけども、それとあわせて、先進的なとこなんかいろいろ聞いておると、きめ細かく利用者か

らアンケートも含めて聞いて、一定時間をかけて、そしてバス停の設置の問題も含めてやられておると。うまく成果が上がっておるといふところは、そういう時間をかけてやっておられるというのを聞きますので、本町でもそういうような本当に利用される方、そこに視点を置いた考え方で取り組んでいくということが非常に大事ななというように思いますので、聞くところによりますと、本当にバスを利用してもらおうと思ったら500メートル範囲内でバス停がなかったら、ほんまに利用はしにくいと。私とこの場合には、いろいろそういうところでもとまる方式もやっているわけですけども、そういうような先進的な事例もよく研究しながら、一番この京丹波にあった体制づくりをするということが求められておるといふ思いますので、ぜひ、懇話会の中でそういうような形で取り組んでいくべきだと思ふので、改めてその点の考え方だけを伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの御質問ですけれども、町長のほうも、懇話会の設置の中であらゆる分野にといふますか、対応ができるようにということに要請をされております関係もありまして、やはり住民の方が利用しやすいバスの運行という部分を主眼に置きまして、必要な場合には当然アンケート調査等も実施をしながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 2番、岩田君。

○2番（岩田恵一君） バスのダイヤの改正の件でちょっとお伺いしたいんですが、町営バスのダイヤ改正の一つの目安は、私どもの路線ですと、JRさんのダイヤ改正を一つの目安として、その発着時刻にあわせて改正されるというのはあると思うんですが、私も今年の5月に、課長さんに言うたんか担当者に言うたんかわかりませんが、いつも坂本議員からも先般、質問がありましたように、中学生の下校時間との兼ね合いが若干早くなったということで、クラブ活動の関係でままたらんとというようなことで、また、その後の三ノ宮線に乗りますと、当然、保護者の方が妙楽寺なり三ノ宮のバス停まで迎えに行っておるといふ実態を、今年の5月にも言わせてもろて、何とか改定の方角で検討してくれへんかというお願いもしてまいりました。また、坂本議員からもあったと思ふます。

また、町長と語るつどいの中でもそういう発言がされまして、検討したいということでしたけど、もう1年たったんですわ、それからね。どういふような検討を加えられたんか、私も口頭で言うたもんで回答もまだないままなんですけど、そういう意味で中学生を持つお母さんたちにとっては、言うたけど1年たってもうた。改正も何もないままに、また返答もないままにということでございます。

町長がいつも言われるように、町民目線で、とかいうお話をされている中で、いち議員、また私が言ったことに関して、口頭やったんで回答する必要ないと思われたんかしらんけども、少し残念な思いもしとるわけですわ。実態として、ＪＲのダイヤ改正にあわされたと言いますけど、何人ＪＲにあわせて乗っとるもんがおんねやという実態をされたんか、ほんまに。私も何回か見てみたんやけど、乗る人なんか下り線なんでほとんどありませんわ。それやったら、やっぱり今の実態に即した改正をするのが当たり前やと。というのは、中学生の身になって改定してほしいなという思いで伝えたにもかかわらず、いまだにそういう返答がないというのは私は遺憾に思っているし、検討された内容をここでお知らせいただけたらなというように思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの岩田議員の御質問でございますけれども、今議会の一般質問でも、坂本議員からありましたように、その中でお答えしてまいりましたのは、ＪＲの時刻等の兼ね合いもあってということで、最終的にダイヤ改正に至らなかったというところでございます。

中身につきましては、当然ＪＲのほうも利用されている方、ゼロではないわけですが、そういったこともございまして、新たに考えるとすれば、新しく増発をするとか、そういったことも検討の材料として持っておったわけですが、最終的にそこまで実施するに至らなかったというのがこれまでの状況でございます。

これからまた、来年の３月にはＪＲのほうのダイヤ改正が行なわれるということも聞いております。そういった意味で、改めてまたダイヤ改正を行なう必要が出てまいりますし、次回におきましては、そういった利用者の立場に立ったというところで改正を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第９７号を採決します。

議案第９７号 平成２２年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第２号）は、

原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第98号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第19、議案第98号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第98号を採決します。

議案第98号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第99号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第20、議案第99号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第99号を採決します。

議案第99号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第100号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 日程第21、議案第100号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

5番、森田君。

○5番(森田幸子君) 和知診療所の医師ことでちょっと町民さんから聞かせていただいたんですけど、私わからないので聞かせていただくんですけど、医師の勤務時間、何時から何時までということは決まっているんですか。昼までは診察時間で、昼からはインフルエンザの予防接種とか検診とかにあてておられるということで、昼からの時間は何時ごろまで勤務時間ですか。

○議長(西山和樹君) 藤田医療政策課長。

○医療政策課長(藤田正則君) ただいまの御質問でございますが、勤務時間は朝の8時半から夕方の5時15分までが勤務時間でございます。

また、午前中は診療で、午後はおっしゃるとおり、訪問診察とか予防接種とか検診とか、そういったものにあたっております。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 5番、森田君。

○5番(森田幸子君) わかりました。それに、町民さんが昼の3時ごろやったらしいんです

けど、緊急にしんどならはって、診てほしいということで電話で問い合わせられて、和知診療所までやったら走って行けるさかいにということで尋ねられたら、インフルエンザの予防接種があって、きょうはもう無理やということで断られたそうなんです。でも、予防接種やったら健康な人、その間緊急にそういう要望したら、ちょっとぐらい診ていただけるような余裕がいただけたらうれしかってんけど、こんなんではもうほんまに私ら地元の病院で頼りにしてるんやけどということで苦情をちょっと聞いたんですけど、その辺のことは。

○15番（山田 均君） 議長、ちょっと大事な問題なんですけどね、病院やから、今、和知診療所と会計が違うんで、やっぱりルールやから分けて、ちゃんと、それ、議長は指示してもらわんと、何でもええということになるさかい。

○議長（西山和樹君） はい。森田議員、和知の問題ではなくて、事業会計の補正予算の審議をやっているんですが、これに関連があるんですか、あと。その話が。その経過からたどってそこにいくんだったら聞かなきゃいけませんし。

○5番（森田幸子君） いえ、京丹波町病院でも、そうして昼からそういうあてられていたら、緊急の患者さんなんかは受け入れはしていただけるものかどうかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 京丹波町病院は救急指定の病院でございますので、来ていただいたら結構でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第100号を採決します。

議案第100号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 2 2、請願第 2 号 TPP の参加に反対する請願書》

○議長（西山和樹君） 日程第 2 2、請願第 2 号 TPP の参加に反対する請願書を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

岩田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩田恵一君） それでは、今、議長さんからありました件でございますが、お手元に配付の報告書で報告させていただきたいと思っております。

平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日

京丹波町議会議長 西山和樹様

産業建設常任委員会委員長 岩田恵一

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告します。

記

受理番号 第 2 号

付託年月日 平成 2 2 年 1 2 月 7 日

件名 TPP の参加に反対する請願書。

審査の結果は、採択でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 以上、報告のとおりであります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、請願第 2 号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

《日程第23、発委第4号 TPPの参加に反対する意見書》

○議長(西山和樹君) 日程第23、発委第4号 TPPの参加に反対する意見書を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

岩田委員長。

○産業建設常任委員会委員長(岩田恵一君) それでは、ただいま提案のありましたTPPの参加に反対する意見書の提案説明を行いたいと思います。

政府は、TPP、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定交渉への参加を検討しています。TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化をめざした交渉です。日本は、工業製品などの輸出拡大により貿易立国として発展した結果、世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は著しく低下いたしました。

ここで、関税撤廃の例外を認めないTPPを締結すれば、農産物輸入が激増し、日本の農業は壊滅するばかりでなく関連産業は廃業に追い込まれ、地方の雇用も失われます。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能であります。農業及び他業種に関するすべての国民が納得できる形での施策をまず行うことが不可欠であると考え、我が国の食料安定補助と両立できないTPP交渉に、現状での参加に反対であり、断じて認めることができません。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたしたく議案を提出するものでございます。

なお、TPP反対の意思を表明する要望書が、先般12月17日付で京丹波町農業委員会から町議会へ提出されましたことを、この場をお借りして御報告いたします。

それでは、議案を朗読させていただき、提案にかえたいというふうに思います。

発委第4号

平成22年12月2日

京丹波町議会議長、西山和樹様

提出者 産業建設常任委員会委員長 岩田恵一

TPPの参加に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣

TPPの参加に反対する意見書

菅首相は、臨時国会の冒頭、所信表明演説で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築をめざすと表明し、そのための検討を行なっている。

TPPは、原則として、すべての品目の関税を撤廃する協定であり、農水省の試算では、我が国の自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦がほぼ壊滅することが示されている。

このように、重要な農産物に例外なく関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とTPP交渉への参加が両立できない疑念が残る。

また、TPPの貿易効果のみに目を向け、国土保全、水源涵養といった農山村が果たす公益的機能への影響を無視しており、国民生活への不安が強まることとなる。したがって、農業、農村の振興と地域経済、社会の崩壊を招く恐れの高いTPPに参加しないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

京都府京丹波町議会議長 西山和樹

意見書の趣旨を十分御理解いただきまして、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、発委第4号を採決いたします。

発委第4号 TPPの参加に反対する意見書を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決しました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

《日程第24、閉会中の継続調査について》

○議長(西山和樹君) 日程第24、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第4回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 山内武夫